

東京都内アスベスト補助制度一覧(調査・分析)

令和元年8月1日現在

	補助制度の名称	補助制度の概要	補助額	申込み期間	所管部署連絡先
千代田区	アスベスト含有調査費助成	調査の実施で仮設足場が必要になるなど調査員派遣で対応できない場合、調査費を助成する。	補助率10/10、限度額25万円	平成31年4月1日～令和元年12月13日	環境まちづくり部 建築指導課 構造審査係 03-5211-4310
	千代田区吹付けアスベスト調査員派遣	民間建築物の所有者の申請に基づき、区委託業者が調査する。	区と契約した調査員が調査するため原則無料	平成31年4月1日～令和元年12月13日	建築指導課構造審査係 03-5211-4310
港区	港区アスベスト対策費助成	○助成対象となる建築物 アスベストを含有する吹付け材又は保温材を使用し、又は使用した疑いのある建築物であること。 ○助成対象者 ①区内に対象となる建築物を所有する個人又は中小企業者 ②区内にある共同住宅の管理組合の代表者	アスベスト含有検査及び気中のアスベスト濃度検査に要する費用の1/2相当額(上限10万円)	助成申請を行った年度内に検査が完了し、同年度の3月10日までに完了届を提出でき、かつ、同年度の3月31日までに助成金請求書を提出できること。	環境リサイクル支援部 環境課 環境指導・環境アセスメント担当 03-3578-2491
新宿区	新宿区吹付けアスベスト含有調査費助成金	新宿区内にある、建築基準法の違反が無い建築物のうち、吹付けアスベストが使用されているおそれのある建築物を所有する個人、中小企業者及び分譲マンション棟の管理組合の代表者	含有調査費(消費税相当額を除く)の10/10相当 ただし上限25万円/棟	毎年度4月当初から12月頃(予算がなくなり次第終了)	新宿区都市計画部建築調整課 03-5273-3544
	新宿区吹付けアスベスト調査員派遣	新宿区内にある、建築基準法の違反が無い建築物のうち、吹付けアスベストが使用されているおそれのある建築物を所有する個人、中小企業者及び分譲マンション棟の管理組合の代表者	区が委託した調査員を派遣して含有調査を実施する。	毎年度4月当初から12月頃(予算がなくなり次第終了)	新宿区都市計画部建築調整課 03-5273-3544
台東区	民間建築物アスベスト対策費助成	今後継続して使用する建築物であって、屋内外にアスベスト含有の可能性のある吹付け材が露出した状態で使用されている住宅、兼用住宅、共同住宅等	調査に要した費用の2分の1、かつ、以下の限度額以内。 ・簡易調査:10,000円 ・簡易調査以外の調査:100,000円	期限なし	都市づくり部建築課監査担当 電話:03-5246-1340
墨田区	民間建築物アスベスト確認調査助成金	・区内に建築物を所有する中小企業法に定める中小企業、学校法人、社会福祉法人、医療法人等(国、地方公共団体その他これに準じる団体を除く)、個人 ・分譲共同住宅の管理組合	吹付け材のアスベスト含有に関する分析調査費用(消費税を除く)の半額(上限10万円)	調査開始前	都市整備部環境担当 環境保全課指導調査担当 電話:5608-6210
江東区	江東区アスベスト分析調査助成	対象者:区内に建築物を有する中小企業、学校法人、社会福祉法人、医療法人等(国、地方公共団体その他これに準じる団体を除く)、区内に建築物を有する個人、区内にある分譲共同住宅の管理組合 対象経費:アスベストを含有している可能性のある吹付け材又は保温材等が使用されている区内の建築物について、専門調査機関によるアスベスト分析調査に要する費用(建築物1棟につき1回限り)	調査費用の2分の1以内 限度額:5万円	期限なし	環境清掃部 環境保全課指導係 03-3647-6147
品川区	アスベスト分析調査助成	助成件数:5件(先着順) 助成対象:吹付けアスベスト・吹付けロックウール・吹付けパーミキュライト・吹付けバーライト・吹付け塗材の含有分析調査費 ※分析調査の結果、アスベストを0.1%以上含有していたものに限り助成の対象 助成対象者: (1)対象建築物を所有する個人および中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定するもの) (2)管理組合の代表者 (3)その他区長が必要と認める者 助成対象建築物:品川区内の申請者自らの住宅および従業員の住宅、業務に使用する事務所、作業所、店舗、倉庫、駐車場であって、建築基準法に則った建築物の他、工作物に該当する立体駐車場	含有分析調査費の10/10相当 上限7万円/棟	令和2年3月26日まで(年度毎) ※調査実施後6か月以内の事後申請制	品川区都市環境部環境課指導調査係 03-5742-6751
目黒区	目黒区アスベスト調査助成	建築物に吹付け材等のアスベスト(石綿)と疑われる建材が使用されており、その建材のアスベストの含有等について専門の検査機関に分析調査を依頼する費用を助成する。 【対象者】区内に建築物を有する者、区内にある分譲集合住宅の管理組合代表者、区内に建築物を有する中小企業の事業者【対象建築物】申請者が区内に有する建築物で、平成18年8月31日以前に建築されたもの【対象建材】吹付け材、保温材及び断熱材等で、建築物の設計図書、建築年次、使用用途などから推測し、アスベスト含有の可能性のあるもの	費用の半額(限度額:戸建10万円、集合住宅20万円、事業用建築物20万円)を助成する。	原則調査実施前の申請だが、実施後1年以内に限り申請可	環境保全課公害対策係 03-5722-9386
大田区	大田区吹付けアスベスト分析調査費助成	区内にある建築物に使用されている吹付け材について、そのアスベスト含有分析調査に要した費用助成する。 【助成対象】 次に該当し、個人は住民税、法人は法人住民税を納付済の者。 ・建物所有者(複数の方で所有している場合は、過半数が合意した代表者)。 ・中小企業基本法に規定する会社又は個人 ・区分所有建築物は、建物の区分所有者団体の代表者 ・建物の使用者又は管理者で、分析調査をすることについて所有者から承諾を受けた者 【対象建築物】 区内にある建物で、平成9年3月31日以前に竣工していること。	分析調査機関に支払った費用及び現場調査に要した費用の合計の半額で、10万円が限度。交付は原則として1棟につき1回。	特になし	まちづくり推進部建築調整課建築相談担当 03-5744-1383
世田谷区	平成31年度民間建築物アスベスト含有調査助成事業	(1)平成18年9月30日以前に建築された民間建築物の吹付け材であること (2)申請者が次のいずれかに該当すること ①区内にある助成対象建築物の所有者(個人・法人) ②区内にある助成対象建築物を管理する管理組合 (3)アスベスト含有調査を「建築物石綿含有建材調査者」が実施し、専門の調査機関による分析を行なうこと	上限25万円/棟 予算額50万円に到達次第終了	2019年6月3日(月)から2019年11月29日(金)	環境政策部 環境保全課 03-5432-2274
板橋区	板橋区アスベスト分析調査費補助金交付申請制度	アスベスト分析調査を行う建築物等の所在が板橋区であること。補助の対象者は建築物等を所有する個人、事業主、分譲集合住宅の管理組合の代表者、その他区長が必要と認める者。同一申請者については年度内1回。同一建築物については申請者が異なる場合でも、年度内1回のみ補助する。	アスベスト分析調査費用の2分の1(5万円を上限) (国の補助制度非活用。自主財源)	随時	環境政策課生活環境保全係 03-3579-2594
練馬区	練馬区建築物等アスベスト調査費用助成	①吹付け材の成分分析調査 ②空気環境測定調査	戸建住宅 助成率 調査費用の2分の1 限度額5万円 分譲共同住宅、賃貸共同住宅、事業所等 助成率 調査費用の2分の1 限度額10万円	当該年度中	環境部環境課環境規制係 03-5984-4712
足立区	足立区吹付けアスベスト対策費助成(成分分析調査および空気環境測定調査)	・平成18年9月30日までに建築された建築物または工作物が対象 ・調査前の申請 ・対象建築物または工作物につき1回を限度	助成率:対象調査費の100% 限度額:10万円	助成申請を行った年度内に調査が完了し、助成金の交付請求を同年度の3月31日までにすることができる期間	環境部生活環境保全課公害規制係 03-3880-5304
葛飾区	民間建築物アスベスト調査助成	屋内外にアスベストを含有する可能性のある吹き付け材が使用されたもの。(外壁仕上げ材は対象外) 助成対象建築物:区内の住宅・兼用住宅、共同住宅 助成対象者:当該建築物の所有者、または建物の区分所有者等に関する法律第3条に規定する区分所有者の団体。(管理組合)	住宅・兼用住宅:1件10万円を限度に、対象経費の1/2 共同住宅:1件30万円を限度に、対象経費の1/2	受付期間は2019年(平成31年)4月1日～2020年(令和2年)1月10日まで ※期限内に合わない場合は要個別相談	建築課 計画設備係 03-5654-8355
江戸川区	江戸川区アスベスト調査費助成金	助成対象 ①吹付け材・保温材・耐火被覆材等(レベル1.2相当。外壁を含む。)を有する建築物に係るアスベスト含有調査 ②建物1棟ごと	アスベスト調査費用の半額、建築物1棟あたり上限10万円。(1,000円未満切り捨て。)	平成17年4月1日以降に調査を行ったもの	環境部環境推進課指導係 03-5662-1995